

郡山市上下水道局公告第 195 号

次のとおり制限付一般競争入札を執行する。

令和 7 年 2 月 3 日

郡山市上下水道事業管理者 野 崎 弘 志

第 1 制限付一般競争入札に付する事項

契約番号	第24300007号
業種	販売業 医療機器・医薬品類及び医薬部外品又は産業・衛生資材類
件名	水道用次亜塩素酸ナトリウム（12％）購入単価契約
納入場所	郡山市上下水道局堀口浄水場・荒井浄水場・熱海浄水場
納入期限	令和 8 年 3 月31日まで
物品調達の詳細	水道用次亜塩素酸ナトリウム（12％） 1 kg当たり
支払条件	前払金 無し 部分払 無し

第 2 入札執行の場所及び日時

- 1 場所 郡山市上下水道局庁舎 3 階 会議室（郡山市豊田町 1 番 4 号）
- 2 日時 令和 7 年 3 月 6 日（木）午前10時

※ 郵便及び電報による入札は認めないので、当該場所及び日時に集合すること。

第 3 入札に参加する者に必要な資格

本物品調達の入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 2 令和 5 ・ 6 年度の郡山市上下水道局物品の調達に係る指名競争入札参加者等の資格審査、指名等に関する要綱（平成21年10月30日制定）に基づく物品調達指名競争入札参加有資格業者名簿中「販売業 医療機器・医薬品類及び医薬部外品」又は「販売業 産業・衛生資材類」に登録されている者であること。
- 3 郡山市上下水道局物品調達契約に係る指名停止等措置要綱（平成21年10月30日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中の者（入札日までに指名停止要綱に定める指名停止事由に該当することとなった者を含む。）でないこと。

- 4 会社更生法（平成14年法律第 154 号）又は民事再生法（平成11年法律第 225 号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- 5 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 6 郡山市内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

第 4 入札参加の申込み

- 1 入札参加を希望する者（入札参加資格を有しないことが明らかである者を除く。以下「入札参加希望者」という。）は、仕様書等の内容を確認した後、この公告中第 3 に掲げる資格基準について、申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を郡山市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、当該物品調達に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- 2 申請書等の受付
 - (1) 期 間 公告の日から令和 7 年 2 月 18 日（火）まで（郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）
 - (2) 時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）
 - (3) 場 所 郡山市上下水道局総務課（郡山市上下水道局庁舎 3 階）において行う。（郵送等の取扱いは行わない。）
- 3 確認結果の通知
管理者は、入札参加希望者の入札参加資格の有無を確認したときは、その結果を、令和 7 年 2 月 26 日（水）までに当該申請者に通知するものとする。

第 5 仕様書等の交付等

入札参加希望者は、本物品調達に係る仕様書について次のとおり交付を受けることができる。

- 1 期 間 公告の日から令和 7 年 2 月 18 日（火）まで（市の休日を除く。）
- 2 時 間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- 3 場 所 郡山市上下水道局総務課

第 6 仕様書等に対する質疑応答

- 1 設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等質問書を公告の日から令和 7 年 2 月 10 日（月）午後 4 時まで（市の休日を除く。）に、上下水道局総務課に持参又は上下水道局総務課契約係宛てに電子メールにより提出すること。なお、電子メールにより提出した場合は、到達確認のため電話で報告を行うこと。（設計図書等質問書は、市ウェブサイトからダウンロードすること。）
郡山市上下水道局総務課契約係
メールアドレス jougesui-keiyaku@city.koriyama.lg.jp
電話 024-932-7643
- 2 質問に対する回答は、令和 7 年 2 月 13 日（木）までに市ウェブサイトにて公表する。

第 7 入札保証金

免除する。

なお、免除する場合において、落札者が契約を締結しない場合（この公告第 12 第 5 項に掲げる要件

により契約を締結しない場合を除く。)は、納付しないこととした入札保証金(入札金額に仕様書に定めた予定数量を乗じて得た額の5%)と同等の金額を郡山市上下水道局へ納めること。

第8 入札書に記載する金額

- 1 本案件は、単価契約とし、入札書に記載する金額は、1kg当たりの納入単価とし、消費税及び地方消費税を含まない金額(小数点第2位まで)を入札書に記載すること。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。

第9 入札の中止等

本物品調達に関し、公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

第10 入札の無効

- 1 この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 郡山市上下水道局物品調達入札参加者心得(平成20年6月30日制定)第7条に該当する入札は無効とする。

第11 落札者の決定等

- 1 落札者は、予定価格以下の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- 2 入札回数は、原則2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第21条の13第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。(見積書の提出は原則2回を限度とする。)

第12 契約の締結及び契約書の作成

- 1 落札者の決定後、速やかに行わなければならない。
- 2 本件は、電子契約により締結できるものとする。
- 3 落札者が、電子契約による締結を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス申出書」を郡山市上下水道局へ提出するものとする。
- 4 契約書を作成するものとする。
- 5 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次の要件のいずれかに該当したときには、契約を締結しないことがある。
 - (1) この公告中第3に掲げる資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けたとき。(指名停止要綱に基づく指名停止基準に該当することとなったときを含む。)
 - (3) 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- 6 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、郡山市上下水道局は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。

第13 契約保証金

免除とする。

第14 入札に関する注意事項

- 1 入札書及び委任状には、件名を記載すること。
- 2 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- 3 その他必要な事項は、郡山市上下水道局契約規程（昭和42年郡山市水道局規程第8号）、郡山市上下水道局物品調達契約に係る制限付一般競争入札実施要綱（平成26年4月1日制定）及び郡山市上下水道局物品調達入札参加者心得による。

第15 その他

- 1 落札者が契約を締結しない場合（この公告第12第5項に掲げる要件により契約を締結しない場合を除く。）は、指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- 2 その他不明な点については、郡山市上下水道局総務課契約係（電話024-932-7643）まで問い合わせること。